

平成 29 年 6 月 14 日総務文教委員会 議事録
9 時 59 分 開会

○出席委員 (7人)

委員長 山崎 年一

副委員長 網谷 芳孝

委員 児玉 朋也、北地 範久、西村 一啓、大井 渉、寺岡 公章

○欠席議員 なし

○山崎委員長 皆さんおはようございます。若干、時間が早いんでございますが、定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

市長に御出席いただいておりますので、御挨拶をお願いします。

市長。

○入山市長 総務文教委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○山崎委員長 それでは、議事日程に従いまして進めてまいりたいと思います。

日程第1、議案第45号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたしたいと思いますが、本件につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、補足説明があればお願いいたします。

総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 議案第45号育児休業等に関する条例の一部改正についての補足説明をさせていただきたいと思います。

職員の育児休業につきましては、以前より原則1回、養育する子が3歳になるまで最長3年間取得することができ、1回に限り延長できるという制度でございました。

また、再度の取得や再度の延長につきましては、特別の事情がある場合に限り、これを行うことができる旨が規定されておりました。この特別の事情でございますけれども、職員の妻の出産の日から57日間の産後休暇の期間内に育児休業を開始し終了した場合、要は生まれて、産後休暇の間だけ旦那さんが育児休業取得した場合、それから第1子の育児休業の承認が産前休暇の取得、あるいは第2子の誕生によりまして一旦失効しまして、また第2子の育児休業に切りかえた後に例えばその第2子が亡くなられたり養子に出たりといった場合、また職員と別居した場合とかに該当すると。それから休職等の処分を受けた後に処分が終了した、育児休業期間中に休職の処分を受けたとかですね。

それからもう1つは職員の負傷、疾病、身体上もしくは精神の障害によりまして子供さんを養育することができなくなったような場合に一旦取り消されたというような場合、それから最初の育児休業の終了後、これはもうあらかじめ計画を出してた場合なんですけれども、1回終了して3カ月経過した後にまた育児休業取得すると。最初から計画的にそう

いう申請をしていた場合。それから配偶者が負傷または疾病により入院したこと、配偶者と別居したことなど育児休業の終了時に予測することができなかったというような特別な事情がある場合だけそういった申請ができるというふうになっておりましたけれども、こういう6つの事情がございましたけれども、このたびの法改正によりまして、新たに保育所等における保育を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと、つまり待機児童となった場合が加えられたというものでございます。

以上で補足説明のほうは終了させていただきます。

○山崎委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

大井委員。

○大井委員 今回の説明でほとんどわかったんですが、ちょっと私、聞き間違えたりしてることもあるかもわかりませんのでお聞きします、幾つか。

3年ですね、御夫婦で働いておられるという方もおられるかと思うんですね。その場合、ちょっとこれを読むと女性みたいに聞こえるんですが、男性の職員の方もできますよね。それがちょっとよくわからないんですけど、交代交代で育児しているというようなやり方もできるんですかね、例えば1年半ずつとかというような。

それからもう1つ、済みません。市外から通っておられる方もいらっしゃいます。大竹では待機児童はゼロという状態ですけど、他市から通ってきておられる職員の方については、ひょっとしたら入所を希望されても待機しなきゃいけないという状況があるのかなと思ってるんですが、その辺は把握しておられるのであれば、その辺の状況、大竹市みたいに希望すればすぐ入れるという状態なのか、今の職員の方、その辺と、それからこの条例には関係ないんですけど、臨時職員の方の場合、これはどういうふうに扱っておられるのか、申しわけない、議案とは違うんですけど、結構臨時の方もいらっしゃいますんで、この辺のことはどういうふうに対応しておられるのか、これも含めて、3点ほどお聞きしたいんですが、よろしくお願いします。

○山崎委員長 総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 まず1点目の交代でできるのかということでございますけれども、制度上可能でございます。育児休業期間というのは無給でございますので、それは中で相談していただいて、男性がとってもいいし女性がとってもいいということになっておりますので、交代でとることは可能でございます。

それから市外からの職員で、そういった待機児童で該当してそういう方がいるかということについては、まだちょっと申しわけございません、把握はしておりません。

それから臨時職員の場合どうなのかということなんですけれども、この育児休業法の制度が1年以上雇用されることを見込まれる職員ということで、一応基本的には対象外ということになっております。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 ここまで聞いていいのかどうかかわからないんですけど、結婚されて市役所の中で今御夫婦でお勤めの方で市外から通っておられる方というのは何名ぐらいおられるか、

数字がわからなければいいんですが、先ほど他市の状況がわからないと言われましたけれども、そういうのは調査なんかはしたことがないんですか。例えば廿日市だったら今どのくらい待たなきゃ入れないとか和木町さんはここだとか、そういう調査はされたことがないのかということと、それから条例とはまた違って申しわけないんですが、さっき臨時職員の方、地方自治法上は1年以内ということが定められておりますけれども、再契約という形になるんだと思うんですが、そうはいつでも再契約が延長すれば、もう実態として1年以上の方が相当おられると思うんですよ。そちらは、この条例にはかけにくいことでしょうし、地方公務員法上の条例でしようけど、その辺の手当てというのはどういうふうに考えておられるんですか。例えば正規の職員は地方公務員法でやるから、これはこういうふうな休暇は与えますよと。だけど臨時の方は一応1年以内、6カ月ですよ、最長6カ月、計1年以上は継続してはならんというのが法律にあるわけですよ。だから1年だと言われたんでしょうけど、実態は1年を超えてやっておられる方も結構多いわけですから、そういう方について、もし出産とかで休まれた場合、再任用という言葉が正しいのかどうかわかりませんが、その方の扱いというのが、もうそれでやめてもらうということなのか、今まで何年間蓄積されたノウハウとかそういう事務的な経験があるんで再任用したいんだというようなことを思っておられるのか、その辺のお考えお聞きします。

○山崎委員長 総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 まず他の市町の状況がどうかということでございますけれども、職員の育児休業に絡んでどういう状況かというのを私どもの部署のほうでは確認はしていないということで、また、保育の関係のところにおいては、また別だろうというふうに思うんですけれども、申しわけございません、現時点ではちょっとお答えができません。

それから臨時さんの育児休業ということでございますけれども、制度上は1年以上ということがありますので、そういった分は設けておりません。実態、じゃどうするのかというのはやはり課題ではあると思います。1年以上休まれるわけですから雇わないという形になるんですが、再度採用ということになればやはり過去の経験というのは有利に働くというふうに考えております。過去にこういった新しく募集した場合、過去に同様の事務を行っていたということであれば、そういった分は有利に働くというふうに考えております。以上でございます。

○山崎委員長 他にございませんか。

北地委員。

○北地委員 同じような質問になるかとは思いますが、大竹市としては、待機児童ゼロを大きく掲げて立っておられるわけなんで、こういった条例は不必要かなとは思いますが、法律上、こういう制度が必要なんだろうけれども、こういったことに過去に遭遇したというか、こういう条例があれば助かったのという経緯があるのかどうか、それを1点お願いいたします。

それと先ほど大井委員のほうから、臨時さんはちょっと対象にならないというお話だったんですけども、嘱託の職員さんとかはどうなるのかということと、もう1つ今、市外か

らの職員さんだったんですけども、例えば市外へ出られる職員さん、市外の保育所に行かれる方、そういった方はどういう対応になるのかということと、最後に民間のほうでは例えばさかえ保育所ですね、こういうところはどうなるのか、お願いしたいと思います。

○山崎委員長 4点あったと思いますが。

総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 まず1点目の過去にそういったことがあったのかと、そういった相談を受けたことがあるかというところでございますが、私が担当してる限り、知ってる限りは特にはそういったものはなかったように記憶しております。

それから嘱託員さんはどうなのかと。嘱託員さんの場合は適用があります。過去にそういった実績もございます。去年ですか、取得された方がいらっしゃいます。

それから市外に出る派遣とかそういった職員ですかね、そういった方も対象になります。ただ身分のあり方によって派遣なんかでも相手方の分にそれを受ける場合は、そちらの適用ということになるかと思えます。ただこれはもう全国的に同じような改正が行われるはずですから、同様にとれるというふうに思います。

それから民間の場合はどうなのかということでございますけれども、基本的には民間の動きを受けての国それから地方公共団体、そういった動きになりますので同様というふうに考えております。以上でございます。

○山崎委員長 他にありませんか。

副委員長。

○網谷委員 おはようございます。今の関連するかどうかはわかりませんが、待機児童は、大竹市はゼロですかね、それで、大竹の方が申し込まれて、大竹はいっぱいだから、ここがあいとるからここにどうぞという場合、申し込まれた方がここでは困るんだということで断ったという場合はこの条例に当てはまらないのか、それとまた今のようなことで待機児童にカウントされるのかどうか、その辺のこと教えてください。

○山崎委員長 どうぞ。

○金子福祉課長 待機児童の件なんですけれども、御希望に沿えないという意味では待っていらっしゃる方はおられます。ですが、国の示す待機児童という意味ではそちらのほうは待機児童に入りませんので、一応待機児童は大竹はいらっしゃらないということなんですけれども、あくまでも第1希望以外は自分は絶対に譲らないとおっしゃる方につきましては、若干待たれていらっしゃる方はいらっしゃるのが現状でございます。以上です。

○網谷副委員長 委員長。

○山崎委員 この条例改正とありますが、職員の育児休業等に関する条例をインターネットで調べますと、第3条の6号いうのはないんですね。9条の7号も掲載されていないと私は判断したんであります。こういう条例改正の場合、もちろん今6月議会で議決されて、それから公布の日があるんだと思うんですが、それまでにこの条文を書きかえる、改正された分を条項に変えていくという作業が大体どれぐらいかかるものなのかを伺いたいんです。よろしくをお願いします。

○網谷副委員長 課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 例規集に掲載されるということによろしいですか。

大体3カ月以上かかるというふうに、いつもそういうふうに認識しております。通常受けてその議会の次の議会までにできるだけということ。場合によっておくれる場合があるんですが、おおむね3カ月というふうに見ていただいたらというふうに思います。

○網谷副委員長 委員長。

○山崎委員 条例が変わるわけですよ。対象が職員さんですから一般の人には直接関係ないわけですけども、やっぱり市の職員の条例ということになれば、市民から見ても、やっぱり変わったらきちんとしてほしいよねというのが正直なところだと思うんですね。今回の提案では第3条中、第6号中、列挙したことの次に云々を入れるとなつとるんですが、その第6号がないわけですから、どういうふうに解釈するべきなんかなというのを私ずっと考えたんです。条例改正がなされたら、ほかのところは改正されとるんじやが、インターネットにのつとるその大竹市の条例集の中が変更されてなかったということなのかどうか、そこのところはどうでしょうか。お願いします。

○網谷副委員長 課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 3条につきましては、1項だけということでございますので、1項というのは省いております、その中に括弧書きで1から6号までありますので、3条6号という言い方になっております。項を省いておりますので、ちょっと勘違いなされたのかなというふうに思いますけれども。

○山崎委員長 5までしかないんよ。6がないんです。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 済みません。先ほど3カ月と申しましたけれども、まだ直ってない前回3月に改正したときにできた6号、それを今回もう一度直すという形になろうかと思っておりますので、ホームページにまだ載ってないということになります。申しわけございません。

○網谷副委員長 暫時休憩いたします。

10:18 休憩

10:19 再開

○網谷副委員長 会議を再開いたします。

課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 例規をとってきたタイミングでですね、申しわけございません。こちらのほうの時間がかかったものですから、ホームページに載せるタイミングがちょっと遅かったかわからんと、申しわけございません。以上でございます。

○山崎委員長 ありがとうございます。それでは本件に対する質疑はございませんか。

それでは本件に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

討論なしと認めます。

それでは本件を採決いたしたいと思っております。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 本件は可決するべきものと決しました。

続きまして日程第2、議案第48号平成29年度大竹市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましても本会議場で提案理由の説明がありましたが、補足説明があれば伺います。

健康福祉部長。

○米中健康福祉部長 それではこのたびの一般会計補正予算のうちシルバー人材センターに関するものにつきまして、シルバー人材センターに対する補助金交付事務等を担当しております健康福祉部のほうから補足説明をさせていただきます。

説明の前に本年3月に御議決いただきました平成29年度当初予算について、この時期に予算の見直しの提案をさせていただくことに対しまして、まずはおわびを申し上げたいというふうに思っております。

シルバー人材センターの高齢者活用現役世代雇用サポート事業補助金につきましては、本年3月の予算特別委員会における審議の際に、委員から事業費補助であるとの誤解を与えかねないとの御指摘がございました。その際、予算の執行については検討させていただきたい旨の答弁をしておりましたので、検討した結果、サポート事業補助金に関するものについて主に補助金を減額し、委託料を改めて計上する提案をさせていただくものでございます。

それでは見直しを行う点について説明させていただきます。

本会議場でも説明いたしましたが、高齢者活用現役世代雇用サポート事業補助金は、シルバー人材センターが高齢者の生活の安定や生きがいの向上、高齢者の活用の場の創出などを推進するための事業を行うに当たり必要となる人件費や事務局経費などに対して交付される補助金でございます。平成29年度当初予算として土木費及び教育費の8つの予算科目で総額1,659万5,000円を計上しておりました。平成27年度からのこの補助金が創設された際に、市はシルバー人材センターの運営の安定化が図れ、もって高齢者の活躍の場がますますふえることは有益であるとの判断から、それまで委託事業であったものの一部をシルバー人材センターが自主的に行う事業に切りかえることといたしました。

これらの事業につきましては、会員の技能向上のための場との認識もあつたため十分な成果までは求めないまでも一定の成果を期待するものがあり、また各課がそれまで委託料として計上していた予算枠の中で予算を確保した経緯もありましたので、もともと委託料として計上していた費目に従前の委託事業名に準じた名称の補助金として計上しておりました。そして補助金交付申請の受理や交付決定などの事務的な手続を当時の保険介護課が一括して行い、補助金の支出などは予算枠を確保した各課で行っていたものでございます。今回大竹市シルバー人材センターが誤解を与えない状況のまま運営補助により自主的事业として事業をすることが困難であるというふうに判断されました。また、市もシルバーの考え方を理解し、今回予算の組み替えをさせていただくものでございます。

具体的な内容でございますが、原則として6月までの第1四半期分を残して補助金を減

額し、7月分以降、別に委託料等として計上いたしました。また、第1期四半期中にシルバー人材センターによる事業が行われないことが明らかなものにつきましては、補助金の全額を減額し、改めて委託料等の予算を計上させていただいております。

さらに、このたびの委託事業等への変更に伴い大竹市シルバー人材センターは、国から得ていた約1,400万円の事務局運営費に当たるべく財源を失うということになります。しかしながら、高齢者の皆さんの生きがいづくりなどを行い、ともに地域福祉を進める団体であるシルバー人材センターには、高齢者の就業機会の確保など引き続き取り組んでいただきたいというふうに考え、民生費の運営費補助金に当該2分の1の金額である700万円を計上することにより国の補助金と合わせて不足する財源を確保しようとするというものでございます。なお、これらの変更によりシルバー人材センターに関する予算に関して必要な市の一般財源は1,355万5,000円ほど増加するという見込みになっております。

まことに簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○山崎委員長 それでは本件に対する質疑を求めます。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

北地委員。

○北地委員 ただいま補足説明ありがとうございました。なかなか厳しいような状況になっておりますけども、今回たくさん減額とかいろいろあって、シルバー関係でいえば、例えば公園とか閉校施設とか小学校の管理とか公民館、社会教育施設とか文化財とか総合市民会館、図書館、大竹会館、それとスポーツ推進委員とか、そういったところが対象になるんだろうと思いますけども、その今回運営補助費を委託料に変更して、先ほどの説明では1,300万程度の一般財源が必要になってくるということの中で、その財源としては、1点目ですけども、財政調整基金からの繰り入れで賄っているというような話でよろしいんでしょうか。そういうことでよろしいんかということと、もう1点、きのうの一般質問の中でありましたけれども、他市町に比べて非常に補助金が多いと、大竹市が突出して多いということであったんですけども、この辺の多い理由といたしますか、その辺をひとつ伺いたいと思います。

○山崎委員長 総務部長。

○政岡総務部長 今回の補正予算によります一般財源として財政調整基金を繰り入れてるところは、このシルバー人材センターの見直し、この部分が1,355万5,000円、先ほど説明があったとおり。これにその他の事業を加えて2,655万円という数字になっております。1,300万円はことしの7月から3月までで1,300万円という影響が出てくるということでございます。

○山崎委員長 地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 それでは、2点目の補助金が他市町に比べ多い理由について御説明いたします。

これにつきましては、高齢者活用現役世代雇用サポート事業によるところが大きなところでございますが、この補助金についての国の限度額の考え方は、派遣事業における就業

延べ人員にかかっております。大竹市の平成28年度の今の派遣事業における就業延べ人員は1万4,796人となっております。これに見合う国の限度額は2,980万円ということになりますので、市が同額を払えば、この倍額の補助金が得られることになっております。ちなみにきのう広島市との比較もありましたけど、広島市の会員数は大竹市の約500人に対して3,800人という7倍から8倍の数字がありますが、広島市の就業延べ人員、同じく平成28年度は1万2,181人と聞いておりますので、大竹市のこの1万4,796人は県内トップでもありますし、広島市をも上回っているということで、これが他市町より限度額としては大きな原因であるということでございます。以上です。

○山崎委員長 北地委員。

○北地委員 わかりました。1,300万円のかんりの金額のお金が新たに必要になったということでございますけども、例えば1,300万円ぐらいあったら、どれぐらいほかの事業ができたのか、ことし計画しとるもんでもあれば、比較できるもんがあれば教えていただきたいと思います。それと大竹が突出しているということは、それだけ実働がたくさんあったということで理解してよろしいですね。

それと1,300万円もの一般財源といいますか、それが必要になったということですが、何ゆえ、いろいろな問題が、どういいますか、紛らわしいというようなお話もありましたけれども、なぜシルバーへの運営費補助をやめるのかということをもう1回詳しくお願いしたいと思います。

○山崎委員長 総務部長。

○政岡総務部長 余りに金額大きいので土木課の試算をさせております。幅員6メートルの道路であれば延長650メートルオーバーレイ、区画線を引くという作業であれば2万8,000メートル。本町元町中央線という工事であれば138メートル。急傾斜地崩壊対策事業ののり枠復興であれば施工が80平米、防犯灯独立タイプの防犯灯建てるのであれば50本程度、この程度の事業が可能だと、試算でございますので、それぞれ条件違えばですが、そういう試算をしております。

○山崎委員長 地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 2点目のなぜシルバー人材センターへの運営費補助をやめるのかという御質問に対してですが、やめるということではございません。これまでも運営費補助ということですね、ただ予算のつけ方として市が期待する効果を反映して各費目、各課が執行する予算に分散しておりました。これにつきまして御説明しましたように、事業補助であるとの誤解を与えかねないということから改めて委託事業、委託料等へ切りかえを行ったものでございますので、シルバー人材センターの幹の部分、事務局体制を安定化させるということで今回別に700万円を計上いたしましたけれども、やめるということではございませんので御理解賜りますようお願いいたします。以上です。

○山崎委員長 北地委員。

○北地委員 ありがとうございます。ということは、今後毎年この程度のお金が今よりは必要になるということでは理解してよろしいのでしょうか。シルバーの活動が停滞することがないようにということの中での質問でございます。

○山崎委員長 健康福祉部長。

○米中健康福祉部長 今後も高齢者活用現役世代雇用サポート事業部分については、この程度の補助金を予算措置するというところでございます。ちなみに先ほどサポート事業の成果部分について御質問があったと思うんですが、この事業は平成27年度から始まっておりまして、平成26年におきましては、大竹市の場合、派遣事業の延べ就業人員が7,400人ぐらいございました。会員数が500人ぐらいおりますので、このときで申請の限度額が約2,000万円でございます。先ほども課長が言いましたけど、平成28年度は3,000万ぐらいになったわけです。ということは平成26年に比べて就業人員延べ人員でいえば、今倍以上になっておりますし、派遣の契約の金額も倍ぐらいになっておりますので、国のこの補助金の目的というのは十分達成されているんじゃないかというふうに考えております。

○山崎委員長 他にありませんか。

大井委員。

○大井委員 同じところを質問して申しわけないですけど、シルバーのことですけど、私も議員にならせていただいたときに、シルバーのほうから人材センターのほうから国のほうの補助金が下がったので大竹市の補助金を上げていただきたいというような要望書、陳情書とか出てまいりました。それ以降もいろいろなことで出てまいって、一番直近では事務所を小方公民館の1階に移すと、そのときには、あわせて経営状況も厳しいので補助金等の増額もというあわせた陳情書だったと思うんですね。だから事務所が老朽化したから何とかしてほしいということと運営自体も厳しいから補助金を増額してくださいという2点だったんで、私は実は反対したんですね。事務所の分については、オーケーですよ、2つあったもんですからね、だけど運営補助については、やっぱり少しは努力していただきたいと。市のほうからできるだけ我々に下さいという常に待ちの状態という姿勢がどうなのかなというところが非常に疑問があったもんですから、それは以前にもちょっと自分は意見を言ったことがありますけど、そういうところは、余り営業努力といますか、市のほうからいろんなものを委託してもらうんだと、先ほど委託料というのがありましたけど、あれは補助金をもらうんだという考え方で常にやっておられるということは、あんまりよろしい状態じゃないというふうに思って反対したわけなんですけど、今シルバーの運営状況といますか、経営状況といますか、それがどのような状況なんですかね。大竹市が確かに当時私が聞いたのは500名ぐらいの会員の方にちゃんと仕事を出さないと生活も厳しくなったり、生活保護の受給者もひよっとしたらふえるかもわからないんで、ここはちゃんと力を入れていかなきゃいけないというような執行部からの御答弁もあったと思うんです。確かにそういう面もあろうかと思えます、年金が少ない中で。そうは言いながら私も商工会議所におりましたんで、シルバーの人が何でもかんでもやって一部の業者の方は廃業に追い込まれるというような現実も見てきたわけです。だからその辺が非常に難しいんだと今でもきょうも思っておるんですけど、その辺のまず経営状況がどういうことになっておるのかということと、それから今回一部補正されたと。補助金は適正でないから委託料に変えたということですよ、一部。違いますかね。私の解釈はそういうふうに解釈したんです。補助金という名目を委託料に変えた。それ間違いですか。その2点

についてお聞きします。

○山崎委員長 総務部長。

○政岡総務部長 補助金が適切でないから委託料に変えたという思いはございません。補助金という形、先ほど説明がありました適正に経理がされているということを前提で考えておりますが、シルバー人材センターのほうで誤解を与えかねないということで、今までのやり方については継続しかねるといような判断をされたということもございまして、補助金について今までの補助金を一定程度やめました。やめまして、新たに民生費のほうに700万円の補助金を計上した。移しかえましたという形で御理解いただけたらと思います。若干金額は減りますけど、民生費のほうに補助金を移しかえましたということで、先ほど課長がやめたんじゃないんですというようのはそういう意味で、当初予算のときにどこに計上するかということについては、また検討する必要があるということの説明させていただきましたが、金額は減りましたが700万民生費のほうに計上したと。こういうふうを考えております。期待するところは、自主事業として運営していただけないということになりましたので新たに委託料を計上したということでございますので、ちょっとわかりにくいところがあるんですが、各款に組んでいた補助金は削減しました。民生費に運営費、勘違いがないように運営費の補助金を組みました。各課で実際にもうやらないけん仕事はあるわけですから、その部分については新たに委託料として計上しました。こういうたてりでございますので、よろしくお願ひします。

○山崎委員長 地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 それでは1点目の御質問ですが、きちんとした答弁になるかどうか、なければまた改めて答弁させていただければと思います。

運営状況についてでございますが、サポート事業補助金がふえまして、確かにシルバー人材センターの補助金の金額というのは増してはきております。先ほど部長からも申しましたように派遣事業、実績に基づく派遣延べ人員に基づく補助限度が決められておるものでございますが、派遣事業につきましては平成26年度サポート事業が始まる前の年間の契約金額は5,700万円ぐらいだったものが平成28年度は1億円を超えてるということで倍に近い成果が上がっております。シルバー人材センターは公益法人ということで、収支相償ということで、あいてきたお金を会員さんのほうに配分なりしなければいけないということになっております。500人ぐらいの会員の就業率についても100%前後の数字できておりますので、きちんと入ってきたお金については会員さんの就業の機会の拡大等につながっていると考えております。以上でございます。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 さっき総務部長が言われたり担当の福祉部長が言われましたけども、補助金よりは委託料のほうが、どっちが悪いわけではないんですが、適正だから委託料という形にしたんでしょ、要するに。よくわからんけど、補助金でいいんだったら補正することないわけでしょ。補助金でよかったら、今回補正で委託料に変えることはなかったわけでしょ。これがどちらが言ったかは別にしましても補助金よりは委託料に変えたほうがいいからというんで、民生費とか違うところで委託料に変えたわけでしょ。そちらが正しいと思った

から変えられたわけでしょ、要するに。当初予算でよかったんなら今回補正することはなかったんだと僕は思うんですが、その辺がどうもよくわからない。

それからもう1点、この補正をすることについて県の総務の法人担当とか労働局とかというところで相談か何かされたのかどうなのか。私はちょっと理解できないんですけど、補助金のままだでもよかったんだと。それがおかしいから委託料に変えたんだというふうに私は今でも理解しとる。だったらなぜ当初予算のままいかなかったのか、そこがどうもよく理解できないんですが、もう1回済みません。お願いします。

○山崎委員長 総務部長。

○政岡総務部長 補助金のまま、そのまま行くという考え方は当然私どもも検討いたしました。シルバー人材センターにおきまして誤解を受けかねないような形の中で自主事業として続けることは困難だというようなことでございますので、その補助事業としての金額を減額して民生費の計上すると、誤解のないように民生費のほうに変えて減額してでも計上したいと。それには財源の確保が要りますので、委託料についてはその事業については期待する事業でなく、行うべき事業についてということの位置づけの中で委託料のほうへ新たに計上するというので、ものについては別のものということで御理解いただけたらと思います。適正でないから変えたということではなく、現に補助金は補助金で残しておりますのでシルバー人材センターの経営能力を派遣するサポートですね、高齢者サポート力、これをしっかり維持したいという思いは市にしっかりとございます。どこかに相談したかということですが、大竹市の自主性・自律性をもって判断した結果でございます。以上です。

○山崎委員長 大井委員。

○大井委員 シルバーから申し出があったから大竹市のほうで検討してこういうふうに変えたということによろしいんですね。回りくどくいろいろ言われるからよくわからないんですけど、結局シルバーのほうで判断して申し出があったから委託料にしたと。今の話を聞けば別に補助金でも構わなかったんだけど、シルバーのほうから申し出があったから事業としてやりたいから市のほうも検討した結果、補助金よりは委託料のほうがいいだろうということで、今回はこういった補正で出させてもらったと、そういう考え方でいいんですね。

○山崎委員長 総務部長。

○政岡総務部長 一般質問での市長の登壇しての答弁を紹介、改めて紹介させていただきます。

大竹市シルバー人材センターが誤解を与えかねない状況のまま運営費補助により事業を継続することは困難と判断されましたので、本6月定例会におきまして市が効果を期待する事業は委託料として、また運営費補助金は民生費に計上するよう一般会計補正予算を提案させていただいているものでございます。公式見解でございます。

○山崎委員長 他に質疑ございませんか。

寺岡委員。

○寺岡委員 私もちよっとこの件でシルバー人材センター、学校管理の運営事業になるんで

すが、確認をまずさせていただきたいんですけども、議場でも市のシルバー人材センターは適正な会計処理をされていると説明いただきまして、今も適切でないとは考えていないというふうなことでありました。結局シルバー人材センターでは、運営費の補助を受けて運営費に使ってるんだというふうに思います。お話を聞く限り、市のほうも人材センターも補正前、これまでの会計処理において特に違法なことをしてきたわけではないというふうに理解はしてるんですけど、まずこの点、この認識でよろしいかお願いします。

○山崎委員長 健康福祉部長。

○米中健康福祉部長 学校の管理のお話ございました。例えば校庭芝生維持管理費補助金というのがこれまでありました。この補助金は何に使われるかという、芝生管理をするために使われたわけではないわけです。サポート事業補助金に充てるための補助金として使われたわけです。ですからこれがシルバー人材センターの事務局運営費、人件費に充てられるということがございます。今回、実際には校庭の芝生の維持管理をしていただいておりますから、今まではあくまでもシルバー人材センターのサポート補助事業を使うことによって余裕のできた財源でもって自主的に校庭の芝生を管理していただいておりますが、今回は直接に委託としての契約をしたわけです。ですからその分、その契約をしたんですけど、その補助金部分についてはそのまま残すということにはなりませんので、なかなか財源確保が難しいのでサポート事業補助金の部分については減らしたということがございます。そういうことでの御理解をいただいたと思います。ですから委託のほうがいいから委託にしたとか何とかじゃなくて、別のものですので、そこのところについては御理解いただいたと思います。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 このたびのシルバーの件に限らず、これまでも国・県または民間の各種の補助金、これを市と市民に有利になるように活用する努力、これを議会のほうとしても多くの議員がお願いをしてきました。執行部のほうも努力してそれに応えてきてくださった。今回の補正は、それに逆行するようなものではないかというふうに受けとめられるんです。最初の質疑させていただいた大前提としては、法的に問題がないのであれば、大変残念な補正かなというふうには思います。気持ちとしてはいろんな不安材料、懸念材料というものはあるんでしょうけども、それを慎重になり過ぎて、違法性にまで思いを膨らませ過ぎて、結局石橋をたたいて渡らないというふうな感じになってるかなというふうに感じてます。今後、有利な補助金があったときに、積極的に工夫して市民のためにしっかり活用してもらいたいんですけど、そのあたり姿勢をちょっと聞かせておいていただけますか。

○山崎委員長 総務部長。

○政岡総務部長 シルバー人材センター、今回の補正のことに限らず、行財政運営するために財源が必要でございますので、その財源の確保についての一般論、これを説明させていただきますが、我々大竹市を運営するという役割の一端を担っております。行政サービスの水準、市民の皆様に提供できるサービスの水準を維持・向上するために財源を探し求める。これは自然に行うことであると思っております。補助事業というのは多分に政策誘導的なものがあります。このようなことをしてほしいという目的があるから補助事業がある

ということがありますので、今ある事業を工夫すれば、その事業に採択できるということはあろうと思います。ですから有利な補助事業があれば、我々はそういう工夫をいたします。そのことによって仕事のあり方が変わりますので補助者、国・県の目指す姿に大竹市の政策は若干変わっていくということで効果が上がると、こういうことになります。我々、大竹市にとって有利に活用できる補助メニュー等があれば、一生懸命だめな理由を探して、終わるということはいたしません。今のままでは事業採択に困難だということがありましたら、どうか工夫すれば補助事業にのることができるのではないかとことを探します。そのことによって本来のあり方、国の目指すところへ近づくということでもあります。それが大竹市にとっても有利でありますし、有利な財源が確保できれば大竹市民の皆様にとっても有利になる、こういうことを我々は行います。もちろん違法性のあるやり方で財源を確保するということはできませんが、有利な財源を探す、求めるためにいかに工夫するかということは我々大竹市の行財政運営を担う者にとっては共通した認識でございます。今回のシルバーの件につきまして、これはシルバー、相手方ある話ですから協議の結果、シルバーの考え方を無理に変えることもできません。協議した結果でのことでございます。大変残念ではありますけど、今後はさらにまたどのような工夫ができるかということは常に行っていくという姿勢であります。以上です。

○山崎委員長 寺岡委員。

○寺岡委員 ありがとうございます。大体わかりました。人材センターのほうから誤解を与えかねないですか、そういったお言葉があったと聞きました。少しでも懸念がある中で、一旦安全地に立つということは、そのあたりはお察しいたします。ただ先ほどの課長さんのほうの答弁では今後毎年こういうような会計になるんだよというふうなお話がありましたが、困難が解消される、また懸念の部分が払拭される、こういった暁には、来年度、再来年度でも従来に戻すことというのは期待していてもいいんでしょうか、その可能性というのはどうでしょうか。

○山崎委員長 総務部長。

○政岡総務部長 今回の案件でということではちょっと難しいとでございますが、先ほど申し上げましたように全ての事業について、そのような努力、財源を確保するという努力をいたします。当然、その検討の範囲の中にはシルバー人材センターの案件も入ってきます。また、どのようなスキームで工夫ができるかということは考えていきたいと思っております。

○山崎委員長 健康福祉部長。

○米中健康福祉部長 今回のこの財源、サポート事業補助金の事業については、未来永劫続けて、国のほうが続けていくというふうな事業ではございませんので、その分については今後どのようなシルバーに対して運営費補助ができるか、国の補助制度がなければ新たに大竹市も考えていかなければならないでしょうし、新たな国の補助の制度ができることもあるでしょうし、そのときにはシルバーとまた協議しながら、どういう国の制度を活用するのが一番市にとってもシルバーにとっても市民にとってもいいのかと、これについて協議しながら決めていきたいというふうに考えております。

○山崎委員長 他に質疑はございませんか。

西村委員。

○西村委員 いろいろ予算的に苦労されとるんがかいま見たように思います。この3月、平成29年度の予算でも話を一部させてもらいましたが、大竹市、この平均10年間で133億平均以下の予算が組まれています。今回29年度の一般会計補正予算の中で特に私が気にしてあるのは9ページ、8ページでございます大河原ため池改修事業債1,860万円。先ほど総務部長の説明ありましたようにかなりの大きい予算が組まれております。それに伴う歳出のほうでは、大河原ため池調査設計業務委託料300万円というふうにあります。これだけの予算をかけて、現状の大河原山のため池の効果があるのかと、それからまたそれほど予算をかけるために何か含みと申しますけど、将来にわたる開発とかそういう改修に伴う計画があるのか、あればお聞かせください。

○山崎委員長 土木課長。

○山本土木課長 ただいま質問のありました西村委員からのため池、これだけ大きなお金をかけての改修の効果でございます。ため池は本来下流域の農業用に水を配るためのため池でございました。このたびは、ため池の効果というんですが、破損が見つかったということが原因でございまして、この破損により下流域の市街地等への大雨の際の甚大な土石流があつて、甚大な被害が起きるということを前もって阻止すると、こういう効果を期待しています。ため池を存続して今後の計画ということなんですが、まずはそういう減災措置をするというのを大きな目的としています。

それと今後の計画でございしますが、ため池機能、ため池をためてでの農業利用という機能自体は、今後はもう少ないであろうと、効果はないであろうということでございます。大河原の頂上が既に都市計画で公園決定されておるということもございますので、ため池の廃止・縮小ということには、建設部内で今後のあり方については再検討するということが必要と考えております。以上です。

○山崎委員長 西村委員。

○西村委員 御答弁ありがとうございます。まず減災措置にかける費用、それから農業利用、それから最後になりましたが都市計画の公園法に基づくということで、ため池を整備されるんだと思いますが、実は私は一昨年の9月に議員になりまして、昨年5月、ことしの5月、時期を確定してあそこに上がっております。従来からの水道局の管理しとる木栓でつくってあるコンクリの水抜きがあるんですが、それも昔からずっとあるということで非常に荒れております。そしてまた周辺には野猪といいますかイノシシが出てきて、私の知っとる人3人ほど山の中で畑をつくったんですが、それも高齢化のためにやめていっております。現在は3本の道があるんですが、元町2丁目にあります光明寺から上がる光明寺山里道につきましては、従来の道幅が非常に狭くなりまして、ところどころ野猪に荒らされて、以前は両サイドに今山本課長言われましたように、ため池の水で田んぼもつくったんですよ。だけどそれももう今崩落して、石垣も崩れております。そういう中で、むしろため池をためて水害被害を支えるよりは、実は元町3丁目、2丁目のあたりに先般からつくられております砂防ダムの堰堤ができております。そういう意味では、直接被害があるかどうか実際はわかりませんが、そういうことを勘案したら、むしろ現代の

今やとる工事の小方山から入ってくる里道、キャタピラーつきの車で入って工事やりますので、かなり大きな道幅が確保されております。むしろこれをアスファルト舗装するんでなしに土道で結構ですので、ああいうものを活用して目の前にあります和木町の蜂ヶ峯公園よりまだ立地がいいんですよ、大河原は。そういう意味で、市内から瀬戸内海見える眺望、そういう高齢者あるいは若い子供たちが上がってくる公園、晴海の公園にもかなりお金をかけます。だけど大河原山は、そう金をかけずして上がれる道は3本あるわけですから、むしろそういうものをされて、そしてこのたび費用をかけますため池は、将来にわたってせせらぎ公園と申しますか、小川をつくればその周辺は逆に下から上がってきた利用者の駐車場に活用できます。むしろウィークデーは上がらないかもしれませんが、土日だけでも市内のいろんな飲食業者をコンペして土日だけでも、そういう眺望展望ができるというような、むしろ大竹市のいい意味、そういう活用法はできないかと思っています。そのために2,860万の費用が将来にわたって生きるのではないかという私の思いでございます。そういうことも含めて、現在工事はやっております。以前はツクシ、ワラビ、ゼンマイが出とった山を今は全部刈り取って作業工事をやっておりますので、あれが完成の暁には、また来年度からそういう子供たちが行ける場所ではないかと思えます。ただ、ため池がありますために、周りが柵が一切ございません。安全管理もされておられません。そうした意味で、このたび排水の工事をやるということは、水道局を初め土木のほうで連携していただいて安全なため池をお願いして私の質問は終わります。

○山崎委員長 要望でいいですね。他に質疑はございませんか。

それでは質疑はないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって総務文教委員会を閉じます。ありがとうございました。

11:04 閉会